

現在お持ちの被保険者証、資格確認書の有効期限は7月31日までとなります。

8月1日以降は、次のとおり「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。

※7月下旬頃に世帯主あてに郵送でお送りします。



マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」を交付します

医療機関等を受診する際には、マイナ保険証をご利用ください。

7月下旬頃に、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」をお送りします(申請不要)。

※70歳未満の方で既に交付済の方にはお送りしません。

■有効期間

- 70歳未満の方…なし
- 70歳以上の方…毎年8月1日から翌年7月31日まで

マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」を交付します

医療機関等を受診する際には、資格確認書をご提示ください。

7月下旬頃に、現行の被保険者証に代わるものとして「資格確認書」をお送りします(申請不要)。

※マイナ保険証をお持ちでない方は、この資格確認書で引き続き保険診療を受けられます。

■有効期間 毎年8月1日から翌年7月31日まで

※マイナ保険証をお持ちの方でも、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある方などマイナ保険証での受診が困難な方は、申請により資格確認書を交付します。申請に必要な書類などはお問い合わせください。

高齢受給者証について

2割または3割の一部負担割合を記載した「国民健康保険高齢受給者証」は、毎年8月1日に70歳から74歳までの方に交付していましたが、本年8月1日以降は「資格確認書」に一部負担割合が記載されるため発行しません(従来の保険証と高齢受給者証の機能が一体化されます)。

マイナ保険証をお持ちの方は、「資格情報のお知らせ」に一部負担割合が記載されますのでご確認ください。



限度額適用認定証等について

マイナ保険証受付が可能な医療機関等では、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証がなくても、マイナ保険証または資格確認書を提示することで、紙の認定証がなくても一部負担金が自己負担限度額までとなります。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日となっていますので、8月1日以降も紙の認定証が必要な場合は国保担当窓口で交付申請の手続きをしてください。

※国民健康保険税の滞納がある方は、限度額の認定証を交付および医療機関等で限度額区分が確認できない場合があります。

マイナ保険証の利用登録を希望される場合

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにアクセスし、ご自身で登録することができます。また、セブン銀行のATM、医療機関・薬局のカードリーダーからでも登録できます。

なお、スマートフォン等をお持ちでない方や、利用登録に係る操作が不安な方は、ご本人の登録に限り保険年金課窓口でも利用登録のサポートをしていますのでご利用ください。

※利用登録には数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書暗証番号)が必要です。

マイナ保険証利用登録についてはこちら(厚労省ホームページ)



マイナ保険証の利用登録解除について

国保または後期高齢者医療保険の加入者について、マイナ保険証としての利用登録の解除を希望される場合は、解除申請を受け付けています。解除を希望される方は、保険年金課各担当までお問い合わせください。

問 市保険年金課 国保担当(市役所1階⑤番窓口) ☎32・2113 / FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp